

# 水道メーターの定期交換を実施します

水道メーターは、計量法によって使用有効期間が8年と定められています。町では、有効期間を迎える水道メーター等の定期交換を無料で行います。（※全てのメーターを交換する訳ではありません）

皆さまのご理解とご協力をお願いします。交換作業実施業者

町が委託した「町指定給水装置工事事業者」  
4月中旬～8月下旬  
交換作業実施期間

**△ご注意ください**  
※定期交換により代金を請求することはありません。  
※委託業者は、町が発行した「証明書」を携帯しています。

- メーター交換時のお願い
- (1)水道メーター交換のため、敷地内に入らせていただきます。
  - (2)ご不在でも、屋外にある水道メーターを交換させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
  - (3)犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。

(4)メーターボックスの上や周りには物を置かないでください。

(5)メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしておいてください。

(6)水道メーター交換作業は、細心の注意を払って行いますが、まれに空気が入ることや濁り水が発生する場合があります。交換作業後は、水を使用する前に浄水器や混合水栓などが付いている蛇口を開けて、水道管内の空気や水を少し流してからご使用ください。



メーター検針についてのご案内

東和・橘地区は奇数月、久賀・大島地区は偶数月の月上旬に、検針員によるメーター検針を行っていますが、円滑な検針作業を行うため、前記(3)～(5)にご配慮をお願いします。

水道課管理班  
お問い合わせ  
☎ 0820 (79) 1011

## 「スマホ役場」に新しい機能・手続きを追加しました！

スマートフォンアプリ「LINE」を用いた「スマホ役場」にて、次のとおり新しい機能と手続きを利用できるようになりました。その他にも24時間いつでも使える機能もありますので、ぜひLINE登録をお願いします。

### ■「スマホ役場」に新たに追加された機能・手続き

町内小学校の欠席連絡	LINEから小学校へ欠席の連絡を行うことができます。電話不要で24時間いつでも連絡することができます。（詳しくは、小学校から配布される案内文書をご覧ください）
特定健診（集団健診）の受診予約	特定健診（集団健診）の受診予約をLINEで受け付けています。（詳しくは、対象の方へ送付している案内文書をご覧ください）
ホームページの更新通知	ホームページの更新通知をLINEで確認できます。設定によってカテゴリ別に必要な情報だけを受け取ることができます。

### ■その他「スマホ役場」で可能なサービス・手続き一覧

<b>証明書等</b>
住民票の写しの交付申請
所得課税証明書の交付申請
<b>犬関係</b>
犬の鑑札再交付申請
犬の注射済票の交付申請／再交付申請
犬の死亡届
<b>上下水道</b>
水道開栓申請／水道閉栓申請

**その他行政サービス**

沖家室シーサイドキャンプ場予約、ごみ分別チャットボット、ごみリマインダー通知、開設中の避難所検索、AED設置場所検索、防災メール受信、道路の異常通報

※入力を行う前に、各手続き画面の説明をご確認のうえ申請を行ってください。  
※詳しくは町ホームページをご確認ください。

町LINE公式アカウントへ▶ 